

# 令和6年度償却資産申告書記載要領

白石市

## 1. 償却資産の申告

### (1) 申告していただく方

白石市内で工場や商店などを営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど事業を行っている個人や法人の方で、償却資産を所有されている方、または白石市内の事業者に償却資産を貸し付けしている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告していただくことになっています。

**法定申告期限は、令和6年1月31日(木)です。(申告書の提出は、令和6年1月4日(木)から令和6年1月31日(木)までの間にお願いします。)**

### (2) 提出する書類

提出する書類は次のとおりです。記載にあたっては、9ページ以降の「償却資産申告書記載例」を参照してください。

#### ①初めて申告する方=全資産を申告してください

令和5年中に新たに白石市内で事業を始められた方（白石市内の事業者に償却資産を貸し付けた場合も含みます。）または、今回初めて償却資産申告書が送られた方です。

#### ②前年度までに申告されている方=増減した資産を申告してください

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加及び減少した資産を申告してください。

なお、令和5年1月1日より前に増加及び減少した資産であっても、未申告のものについては申告してください。

資産に増減がない場合や、廃業・転出などにより白石市内での事業をやめた場合でも申告書の提出が必要です。申告書の備考欄に「資産の増減なし」、「該当資産なし」、「廃業（転出）により全資産減」などを記載してください。

	令和6年1月1日現在の状況	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	備考
① 初めて申告する方	資産所有	◎	◎（全資産）		
	資産なし	◎			備考欄に「該当資産なし」と記載
② 前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ等資産が増加した場合	◎	◎		
	②売却・滅失・移動等資産が減少した場合	◎		◎	
	上記①と②がある場合	◎	◎	◎	
	資産の増減なし	◎			備考欄に「資産の増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	◎			備考欄に「廃業（転出）により全資産減」と記載

**【注意】** 法人にあっては、決算日以降1月1日までの増加・減少資産についても漏れのないように申告してください。

**【お願い】** 償却資産申告書は、提出用の1枚のみのため、控えが必要な場合は、あらかじめコピー等で対応願います。

### ③自社電算により全資産申告をされる方

償却資産申告書	①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②個人（法人）番号、所有者コード、評価額（赤）欄、決定価格（へ）欄及び課税標準額（ト）欄も必ず記載してください。
種類別明細書	①必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②全資産について評価額を記載してください。 ③課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び特例適用後の課税標準額を記載してください。 ④評価の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。

## 2. マイナンバーについて

償却資産申告書の「所有者住所氏名」の右の欄に「3. 個人番号又は法人番号」として、個人の方は12桁、法人の方は13桁の番号を必ずご記入いただきますようお願いいたします。なお、申告書の右上や、増加・減少資産明細書に記載する「所有者コード」はマイナンバーとは異なります（所有者コードは納税通知書の通知書番号から0を除いた4～6ケタの番号と同じです。）ので、記入の際はご注意ください。

また、個人の方が申告書を窓口に提出いただく際には、本人確認のため、

- ・「マイナンバーカード」をお持ちの場合は、「マイナンバーカード」のみ
- ・「マイナンバー通知カード」をお持ちの場合は、「マイナンバー通知カード」と運転免許証などの身分証明書をご用意いただきますようお願いいたします。
- ・郵送の場合は写しを添付願います。

## 3. 儻却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

### 償却資産の種類 種類別の主な償却資産は次のとおりです。

資産の種類		品名等（）内は財務省令改正後の標準的な耐用年数	
1	構築物	路面舗装コンクリート(15)アスファルト(10)、門・塀(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔金属製(20)その他(10)、側溝(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)	
	建物附属設備	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そこで看板金属製(18)、その他(10)、可動間仕切り(15)簡単なもの(3)、浄化槽・貯水槽等(15)	
2	機械・装置	厨房機器宿泊業用(10)、飲食店用(8)、機械式駐車場設備(10)、クリーニング設備(13)、食料品製造業用設備(10)、ブルドーザー・パワーショベル等自走式作業用機械林業用(5)、総合工事用(6)、運輸に付帯するサービス業用(10)、デジタル印刷システム設備(4)、ガソリンスタンド設備(8)、繊維工業用設備(7)、自動車整備業用設備(15)、農業用設備(7)、太陽光発電装置(17)	
3	船舶	ボート(4)、釣船(5)	
4	航空機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)	
5	車両・運搬具	台車金属製(7)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車〔0.00～09.000～099.9、90～99.900～999ナンバー〕(4又は5)※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く	
6	工具・器具及び備品	自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット金属製(15)、パソコン(4)、プリンター(5)、コピー機(5)、応接セット(5又は8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、看板(3又は5)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣装(2)、楽器(5)、消火器具(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5)	
		建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの	電話機・電話交換機(10)デジタル構内交換設備及びデジタル電話設備(6)、アンプ・スピーカー機器のみ(6)、マイクロホン機器のみ(6)、ネオンサイン(3)、電気時計機器のみ(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)

# 償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種別の代表的な償却資産は次のとおりです。

業種	資産の名称
共通	受変電・自家発電・太陽光発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装(アスファルト)、門・塀、看板、広告設備、エアコン、内装(テナントが施工したもの)
一般事業(事務所)	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、金庫、コピー機、エアコン
不動産賃貸業 (アパート・駐車場等)	屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備等、その他屋外の設備
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列棚、ガスレンジ等の厨房用品、エアコン、看板、自動販売機、内装(テナントが施工したもの)
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコン
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバランサー、コンプレッサー
建設業	ブルドーザー・スイーパー等建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、サインポール、内装(テナントが施工したもの)
病院	ベッド、手術台、X線装置等の医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装(テナントが施工したもの)
クリニック業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール包装設備等
自動車修理業	測定・検査工具、舗装路面、旋盤、プレス、圧縮機等
娯楽業	パチンコ・スロット台、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコート等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、製本設備等
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機等

## 4. 申告についての注意事項

### (1) 「減価償却資産の明細書」または「固定資産台帳」をご確認ください。

申告対象となる償却資産は、法人税確定申告書別表16(一)、(二)(減価償却費の計算)または所得税確定申告書の償却費の計算欄に算入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

### (2) 法人税又または所得税が課されない者が所有する資産

法人税または所得税を課されない者が所有する資産であっても、法人税法または所得税法の規定により、本来、減価償却が認められる資産であれば、課税の対象となりますので、申告が必要です。

### (3) 遊休・未稼働資産

現在稼働していないが本来の機能を喪失していないもので、いつでも事業の用に供することができる状態にあるものは償却資産に該当しますので、申告が必要です。

### (4) 簿外資産

帳簿に記載されていない簿外資産であっても、事業の用に供することができるものは償却資産に該当しますので、申告が必要です。

### (5) 償却済資産

すでに減価償却が終わって残存簿価のみが計上されている資産であっても、事業の用に供しているものは償却資産に該当しますので、申告が必要です。

## (6)建設仮勘定の資産

建設仮勘定で経理中の資産であっても、賦課期日現在にその一部が完成し事業の用に供しているものについては、その事業の用に供している部分が償却資産に該当しますので、申告が必要です。

## (7)建物附属設備〔参考資料(6ページ)〕

造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは、償却資産として取り扱います。

①建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等

(例)貸店舗における店内造作設備、照明設備、給排水設備等

②建物の所有者が施工した設備であって、次に掲げるもの。

○工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発電、変電設備等

○冷凍製氷業の冷凍、冷蔵設備等(配管含む)

○サービス業務用の据付式厨房設備、洗濯設備等

○精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調整設備、集塵設備等

## (8)太陽光発電設備〔参考資料(7ページ)〕

10kw以上の太陽光発電設備は、申告が必要です。

## (9)改良費

改良費のうち資本的支出として資産計上したものは、本体部とは別に新たな資産の取得として扱いますので、取得年月ごとに申告してください。

## (10)少額の減価償却資産

資産の経理区分によっては、申告が不要になる場合もありますので、次の表を参考にしてください。

資産の取得価額	経理方式と申告の必要		
	一時損金算入	3年一括償却	個別減価償却
10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産(少額資産)	申告不要	申告不要	申告必要
10万円以上20万円未満の資産		申告不要	申告必要
20万円以上の資産			申告必要

※中小企業者が取得した30万円未満の少額資産で損金算入特例を適用した資産は、申告が必要です。

## (11)評価に用いる減価残存率

償却資産の評価は、旧定率法による減価残存率(12ページ参照)を用いることになっております。

したがって、法人税または所得税における減価償却とは必ずしも一致しません。定額法償却を採用している場合は定率法償却により換算してください。

## (12)固定資産税(償却資産)における償却方法

固定資産税(償却資産)の償却方法は法人税法上の旧定率法であり、減価償却が取得価額の95%以上に達した場合でも、現に事業の用に供している資産は、取得価額の5%の額を記載してください。

## (13)圧縮記帳の取扱い

税務会計においては圧縮記帳が認められておりますが、固定資産税においては認められておりませんので、圧縮額も取得価額に含めて計算してください。

## (14) 特別償却の取扱い

租税特別措置法に基づく特別償却制度のような税務会計の特例は、固定資産税においては採用しておりません。

## (15) リース資産の取扱い

通常の賃貸借契約によるリース資産は、貸主(リース会社等)から申告していただきますが、所有権留保付割賦販売など、実際の売買にあたるようなリース資産は借主から申告していただくようになります。

なお、平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース取引」につきましては、税務会計上は売買取引として扱われ、借主が減価償却を行うものとされました。償却資産の申告では貸主が法的な所有者とみなされますので申告の際はご注意ください。

## 5. 課税標準・税率・免税点

### (1) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在の決定価格が課税標準になります。

※課税標準の特例(13ページ参照)が適用される場合には、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準になります。

### (2) 税率

税率は、100分の1.4です。

### (3) 免税点

償却資産の免税点は、課税標準の合計額が150万円未満となる場合ですが、課税されるかどうかは評価計算をした結果判定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。

## 6. 不申告又は虚偽の申告

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び白石市市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することができます。

また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

## 7. 各種調査のお願い

申告書受理後、地方税法の規定に基づき各種調査を行っております。その際は、帳簿類の提出、担当者の立ち会い等のご協力をお願いします。

## 8. 電子申告(eLTAX)の利用について

eLTAX(エルタックス)による電子申告をご利用いただけます。利用手続き等、詳しくは地方税共同機構へお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp>

## 9. 耐用年数の改正について

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の見直しにより、減価償却資産の耐用年数が改正され、特に、機械及び装置について、従来の390区分から55区分へと大幅に改正されました。これにより平成21年度分の償却資産の申告から改正後の耐用年数を用いることになりますので、ご注意ください。

## 【参考資料】

### 建物附属設備の償却資産と家屋の区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線等を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	制御装置(配線を含む)	
避雷器設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産または業務用設備(配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン(取り外しが可能なもの)	家屋と一体となっている設備
厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	左記以外の設備
運搬設備	工事用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

※この表は、一般的な設備について区分したものですので、ここに記載されていない設備で不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。

## 【参考資料】

### 太陽光発電設備と償却資産について

太陽光発電設備を設置した場合、10kW以上の太陽光発電設備は償却資産の申告が必要です。申告の対象となるかどうかは、以下をご覧ください。

#### 設置者・発電規模別区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	申告が必要です（課税対象）	申告は不要です（課税対象外）
個人（事業用）		申告が必要です（課税対象）
法人		申告が必要です（課税対象）

- 個人が住宅用家屋の屋根などに10kW以上の太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産になり、発電設備は償却資産として課税の対象となります。
- 個人及び法人が事業用に供している資産は、発電量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税の対象となります。

#### 太陽光発電設備の資産の部分別評価区分（課税対象設備の場合）

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 表示ユニット 電力量計等 パワーコンデショナー
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋	家屋	償却資産
架台に乗せて屋根に設置	償却資産		
家屋以外の場所に設置	償却資産		

家屋・・・・・ 償却資産としての申告は不要です。

償却資産・・・ 償却資産としての申告が必要です。

# 申告書の提出前に再度確認してください

## ～誤りやすい事例～

チェック!

- 申告した作業用機械・車両は大型特殊自動車ですか。**  
→大型特殊自動車は償却資産です。

### 大型特殊自動車の規格

#### 1. 建設用自動車の場合(油圧ショベル、フォークリフトなど農耕用作業自動車以外)

車両の長さ	4.7m以下	→	要件を1つでも超えている	大型特殊自動車 (償却資産の申告が必要)
車両の幅	1.7m以下		すべての要件を満たしている	小型特殊自動車 (軽自動車税の課税対象)
車両の高さ	2.8m以下			
最高速度が	15km/h以下			

#### 2. 農耕用作業自動車の場合(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など)

最高速度35km/h以上 大きさは関係なし	→	大型特殊自動車 (償却資産の申告が必要)
最高速度35km/h未満 大きさは関係なし	→	小型特殊自動車 (軽自動車税の課税対象)

※小型特殊自動車は償却資産の申告は不要です。ただし、道路を走行する・しないに関わらず軽自動車税の課税対象となるため、軽自動車税の申告によりナンバープレートを取り付ける必要があります。

チェック!

- 事業主と家屋(建物)の所有者は同じですか。**  
→事業主と家屋所有者が同じ場合と異なる場合とでは、償却資産として申告対象となる建物附属設備等に違いがありますのでご注意ください。

事業主と家屋の所有者が異なる場合(テナント等)、家屋に施した設備は償却資産の申告が必要です。 対して、事業主と家屋の所有者が同じ場合、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備は家屋として評価しますので償却資産の申告は不要ですが、特定の生産・業務に使われる設備は償却資産となります。

※詳しくは、4ページ、6ページ、または市ホームページをご覧ください。

例記書告申産却資償

資産の増減がない場合や該当する資産がない場合でも提出してください。

でも提出してください。  
前年中に取得した資産の取得額+償却額+価額の修正(増加分)の合計額を資産の種類別に記載してください。

令和 6 年 1 月 ○ 日  
白 石 市 長  
（もて先）  
償却資産申

受付印

毎年中に減少した資産の取得額 + 価額の修正(減少分)の合計額を資産の種類別に記載してください。

7年前に取得した資産の取得額の合計額を資産の種類別記載してください。

合計額を資産の種類に記載してください。(全資産告の場合、種類別明細書(全資産用)の「勘額」の合計額と同様です)

経理を委託している  
税理士等の氏名及び  
電話番号を記載して  
ください。

事業の種目を具体的に記載してください。  
資本金又は出資金等の金額も記載してください。

マイナンバー記載欄となります。  
個人番号12桁(法人番号13桁)  
を記載してください。

マイナンバー記載欄となります。  
個人番号12桁(法人番号13桁)  
を記載してください。

当該事項の有無等について、  
該当する方を○で囲んでください。  
短縮耐用年数の承認書がある場  
合は、国税局長の承認書の写  
し、増加償却の届出がある場  
合は、所轄税務署長への届出  
書の写しを添付してください。  
非課税該当資産  
特例がある場合は、別途該當  
資産であることを確認できる  
書類を提出してください。

資産の所在地を書いてください。資産の所在地が数箇所にわたる場合は順次下欄に記入してください。欄が足りない場合は別紙に記載してください。

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。  
借用資産がある場合には貸主の名稱等を記載してください。

いて該当する方を○で囲んで  
ください。

自社電算による全資産申告の方は、※印の欄を記載しないでください。

# 方書きの書の別明細類種

- 資産の種類 1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車両及び運搬機 6.工具、器具及び備品のうち該当する数字を記載してください。

○ 資産の名称等 資産の名称及び規格等を記載してください。

○ 数量 アラビア数字で記載してください。

○ 取得年月 資産を実際に取得した年月を記載してください。年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

○ 取得価額 償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するための直接要した費用を含む。）を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該

○ 耐用年数 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。  
なお、平成20年1月1日以前に取得した資産を新規に申告する場合、改正前の耐用年数と改正後の耐用年数の両方を記載してください。

○ 減価残存率 12ページの減価残存率表(旧定率法)に掲げる減価残存率を記載してください。

○ 摘要 課税標準の特例を適用する資産について、その適用条項や、増加償却、短縮耐用年数の適用など、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項を記載してください。

例載記書細別類種

## （減少資產用）別明細書類種

種類別明細書(減少資産用)											
* 所有者コード		資産の名称等		取得年月		取得価額		減少の事由及び区分			
行番	資産番号 (株消コード)	資産の種類 (株消コード)	名稱等	年号	年 月	千円	百円	申告年 度	1壳却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部
01	6	110	ハッソコング	1	4 18 0 5	4000	000	4	19 1 ② 3 4 ① 2		

- 資産番号（抹消コード）……別添種類別明細書の資産番号を記載してください。
  - 申告年度……当該償却資産について、最初に申告した年度を記載してください。
  - 減少の事由及び区分……当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ〇で囲んでください。

## 2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)

新たに取得した資産の申告または課税台帳登録資産の内容を修正する場合

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

櫻の文記工場

アーティストとしての才能を発揮するためには、常に新しい視点や技術を追求する姿勢が求められます。

お忙しい中、改正の用件を承り、誠に感謝いたしました。この度は、新規取扱いの増加事由……1.新規取扱い、2.中古品取得、3.移動による受け入れ、4.その他のがれに該当する番号を○で囲んでください。

## 評価額の計算方法について

資産ごとに、その資産の取得時期、取得価額、耐用年数に基づいて評価額を算出します。

ア 前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（Ⓐ）＝評価額

イ 前年前に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（Ⓑ）＝評価額

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%が評価額となります。

減価残存率表（旧定率法）

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中Ⓐ 取得のもの	前年前Ⓑ 取得のもの		前年中Ⓐ 取得のもの	前年前Ⓑ 取得のもの		前年中Ⓐ 取得のもの	前年前Ⓑ 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

(計算例)

取得価額 200,000円、取得時期令和4年6月、耐用年数4年の  
パソコンの場合

[ 耐用年数4年、前年中取得のものの減価残存率…0.781 ]  
[ 耐用年数4年、前年前取得のものの減価残存率…0.562 ]

$$\begin{aligned} \text{令和6年度} & \cdots 200,000\text{円} \times 0.781 = 156,200\text{円} \\ \text{令和7年度} & \cdots 156,200\text{円} \times 0.562 = 87,784\text{円} \\ \text{令和8年度} & \cdots 87,784\text{円} \times 0.562 = 49,334\text{円} \\ \text{令和9年度} & \cdots 49,334\text{円} \times 0.562 = 27,725\text{円} \\ \text{令和10年度} & \cdots 27,725\text{円} \times 0.562 = 15,581\text{円} \\ \text{令和11年度} & \cdots 15,581\text{円} \times 0.562 \\ & \qquad\qquad\qquad = 8,756\text{円} < 10,000\text{円} \end{aligned}$$

※令和11年度に算出額が取得価額の5%（10,000円）を下回りますので、  
同年度以降は10,000円が評価額となります。

## 課税標準の特例について

### (1) 償却資産に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

地方税法第349条の3等の規定に該当する償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税の軽減を受けることができます。（例：風力発電設備、中小企業者が取得した先端設備等）

該当資産がある場合は、当該資産明細書の摘要欄に該当条項を記入し、特例該当資産であることを確認できる書類（証明書、許可書、カタログ等）を添えて申告してください。

### (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税課税標準の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の代わりに、新たに償却資産を取得・改良した場合には、固定資産税が軽減されます。

- ・軽減の内容

資産取得・改良後、4年度分の代替償却資産の課税標準額が2分の1に軽減されます。

- ・軽減の適用条件

①平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に、代替償却資産を取得・改良した場合であること。

②代替償却資産が、被災した償却資産と同じ使用目的・種類であること。

- ・申告等について

特例の申告に当たっては、「被災代替償却資産特例適用申告書」等を提出していただく必要があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

（<http://www.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/8/>）

# 申告には、マイナンバーが必要です！

申告にはマイナンバーカードか、マイナンバー通知カードと運転免許証などの身分証明書をご持参ください。（代理・郵送の場合は写しを添付してください。）  
法人番号の場合は確認資料は不要です。

申告期限 令和6年1月31日(水)

申告書提出先 〒989-0292

宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部税務課 固定資産税係

TEL 0224-22-1313

(内線 137、138、139)